

## 図書館法施行70周年記念図書館関係者表彰要項

令和2年7月7日  
文部科学大臣決定

### 1 趣旨

図書館法施行70周年を記念し、地域における図書館活動を推進するため、多年にわたり図書館活動等の振興に功績のあった者及び全国的見地から多年にわたり図書館関係の団体活動に精励し、図書館活動等の振興に功労のあった者等に対し、その功績をたたえ、文部科学大臣が表彰する。

### 2 被表彰者の範囲

表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

#### (1) 地域における図書館活動等の功労者

下記の①、②または③に該当する者で、経験年数が通算10年以上あること。

- ① 図書館法第2条に定める図書館において、常勤の職員としての職務経験を有し、他の模範と認められる者（退職者を含む）。
- ② 図書館法第2条に定める図書館の管理・運営の改善、図書館サービスの向上等に努め、図書館活動の振興に顕著な功績があると認められる者（退職者を含む）。
- ③ 図書館法第2条に定める図書館において、主としてボランティア活動に精励し、他の模範と認められる者。

#### (2) 全国的な図書館活動等の功労者

全国的な活動を展開する図書館関係団体の役員に10年以上にわたり従事し、図書館活動等の振興に顕著な功績があると認められる者。

### 3 被表彰者の推薦

都道府県、都道府県教育委員会及び全国的な活動を展開する図書館関係団体は、別に定める「図書館法施行70周年記念図書館関係者表彰候補者推薦要領」に従い、文部科学大臣あて推薦することができる。

なお、推薦人数は、次の(1)から(3)に掲げる功労者の区分ごとに、以下のとおりとする。

- (1) 地域における図書館活動等の功労者のうち、2の(1)の①又は②に該当する者の推薦人数の合計は、道府県においては原則1人以内、東京都においては原則4人以内とする。ただし、指定都市を含む道府県は、下記の例により当該指定都市の数に応じて人数を増加できる。また、各都道府県において2の(1)の①又は②に該当する者が規定人数より多く認められる場合は、文部科学省と協議の上、上限を超えて推薦することができる。

(例) 域内の指定都市無し 推薦人数1人

域内の指定都市の数 1市 推薦人数2人以内

域内の指定都市の数 2市 推薦人数3人以内

- (2) 地域における図書館活動等の功労者のうち、2の(1)の③に該当する者の推薦人数は、道府県においては1人以内、東京都においては2人以内とする。
- (3) 全国的な図書館活動等の功労者については、各図書館関係団体1人以内とする。

#### 4 被表彰者の審査及び決定

文部科学省に図書館法施行70周年記念図書館関係者表彰選考委員会を設け、上記3及び4により推薦された候補者について、書類審査により選考の上、文部科学大臣が決定する。

#### 5 表彰の方法

別紙様式による文部科学大臣表彰状を授与する。また記念品を授与することができるものとする。

#### 6 表彰の期日等

文部科学省において別に定める。

#### 7 表彰の取消し

次に該当する場合は、表彰を取り消すことができる。

- (1) 表彰候補者に関する推薦書に不実の記載があると判明したとき
- (2) 被表彰者が法令等の重大な違反行為をし、又は本表彰の趣旨を損なう行為があったとき